

3 調査対象とならなかった事例

令和5年度（2023年度）に処理した事例で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

- ・市の仕事やそれに関わる職員の行為でない苦情（熊本市オンブズマン条例第6条）
市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為に該当せず、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(1) TSMC進出による環境被害 市はT S M CのYouTube動画を確認して、市民に詳しい説明をすべき。

- ・判決、採決等を求め現に係争中の事項及び判決、採決等により確定した事項に関する苦情（熊本市オンブズマン条例第6条(1)）
「判決、採決等を求め現に係争中の事項及び判決、採決等により確定した事項」に該当するため、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(2) 文書等開示請求への対応 熊本市に対して行った審査請求係争中の諮問委員会の答申についての再調査を求める答申に納得できず、調査のやり直しが必要だとの主張。
(3) 公務災害についての市の対応 20年以上前の自分の公務災害に関して、損害賠償請求し民事裁判もしたが却下されたため、刑事事件として訴えたいので調査してほしい。

- ・職員の自己の勤務内容及び待遇に関する苦情（熊本市オンブズマン条例第6条(4)）
「職員の自己の勤務内容及び待遇に関する事項」に該当するため、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(4) 会計年度任用職員の再雇用 市の会計年度任用職員として働いていた。任期満了により再度試験を受け直したが、採用されなかった。その不採用は不当である。

- ・オンブズマンの職務に関する苦情（熊本市オンブズマン条例第6条(5)）
「オンブズマンの職務に関する事項」に該当するため、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(5) オンブズマンの調査が相当でない理由等 以前行った申立てが、オンブズマンにより「調査しない」と判断され、その理由にも納得できない。

調査対象とならなかった事例

- ・自身に直接の利害を有していないもの（熊本市オンブズマン条例第15条(2)）
 申立内容について、申立人自身が利害を有しているといえないので、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(6) 検体検査業務委託 検体検査業務委託契約の競争入札で選定された業者が、当時の仕様書どおりの測定を行っていない。
(7) ボランティア参加場所への公共交通の利便性 ボランティア開催場所までの交通の便が悪いことが、参加者の減少を招いており、バスの便数の改善や開催場所を変えてほしい。
(8) 熊本駅周辺に関する経費 巨額を投じた、新幹線熊本駅西口広場の全面見直しや、しゃもじ型屋根を解体することは税金の無駄使いだからやめてもらいたい。
(9) ハザードマップの不備 市内のある地域の洪水ハザードマップがなく空白になっている。
(10) 竹等による被害が懸念される道路の管理 通学路、通勤路となっている市道に両側から竹等が覆い、強風や劣化で道路に落下し危険である。
(11) 本庁舎建て替え計画の撤回 本庁舎の建て替え計画の撤回と再検討を求める。
(12) イベント後の公園管理 花博イベントにより公園の芝を荒らしている。そのようなイベントをやってはいけない。
(13) 公園管理所属の変更 イベントで芝を荒らしているため、他の公園と同じ管理部署へ変更すべき。
(14) ホームページの不適切な運営 要綱にあるようなホームページの運営をしていないこと。
(15) パブリックコメント制度の運営 ホームページ上のパブリックコメントのリンク先がない。

- ・調査が相当でないもの（熊本市オンブズマン条例第15条(5)）

苦情の趣旨において、高度な専門的知見に立脚しなければ判断ができないため、例規の法的解釈の是非は判断ができないため、行政裁量の範囲内のものや政策的判断によるものであるため、他の機関の救済措置が相当であると認められるため、オンブズマンによる「調査が相当でない」と判断し、調査の対象外となったものです。

また、苦情申立ての趣旨に係る事実が不明瞭あり、調査の対象になるかどうかの判断ができなかったもの、及び趣旨を特定するために何度も連絡を行ったものの申立人からの協力が得られず趣旨が特定できなかったものも、

調査対象とならなかった事例

オンブズマンによる「調査が相当でない」と判断し、調査の対象外としています。

内容・申立ての趣旨
(16) 生活保護担当ケースワーカーの対応 生活保護受給者である私に対し、担当ケースワーカーが自分に横着な対応をとることをやめてもらいたい。
(17) 地域任意団体への補助金交付 地域任意団体の活動支援経費の交付に関し、積算額は10万円だが、交付額は半分の5万円とされたことに対する回答がないことに納得いかない。
(18) 児童相談所の一時保護に関する対応 実子を、虐待を理由として、児童相談所に一時保護されたが、その対応に納得がいけない。
(19) 道路の陥没① 道路が陥没しているので、その補修をしてもらいたい。
(20) 道路の陥没② 店の前の道路が陥没しており、そのことを知らない人が通ると転ぶかもしれない。
(21) 推進委員会の運営 申立人が参加する、熊本市緑の基本計画推進委員会の開催回数を変更したことや、その議事録の内容が省略され、納得できない。
(22) 街灯の補修① 市街地の街灯が点いていないため、補修をしてもらいたい。
(23) 街灯の補修② 街灯が消えたまま放置されていて危険である。
(24) 街灯の補修③ 市の管理怠慢で、夜間なのに街灯が切れている。
(25) 街灯の補修④ 市の管理怠慢で、夜間なのに街灯が切れている。
(26) 街灯の補修⑤ 市の管理怠慢で、夜間なのに街灯が切れている。
(27) 街灯の補修⑥ 市の管理怠慢で、夜間なのに街灯が切れている。
(28) 街灯の補修⑦ 市の管理怠慢で、夜間なのに街灯が切れている。
(29) 街灯の補修⑧ 市の管理怠慢で、夜間なのに街灯が切れている。
(30) 街灯の補修⑨ 市の管理怠慢で、夜間なのに街灯が切れている。

調査を中止した事例

内容・申立ての趣旨
(31) 路上喫煙・吸い殻のポイ捨て アーケードとその周辺におけるタバコのポイ捨て、路上喫煙、歩きタバコが非常に多い。24時間の喫煙所や清掃等の対策をしてほしい。
(32) 道路の縁石補修 橋の縁石が目立たないので危険なのに市は放置している。
(33) SNSにおける人格攻撃、パワーハラスメント SNSにおいて、発信されている内容が自身に対する人格攻撃であり、パワーハラスメントに当たる。

4 調査を中止した事例

令和5年度（2023年度）に処理した事例で、調査を中止したものは次のとおりです。

・調査開始後に調査の必要がなくなったもの（熊本市オンブズマン条例第17条）

調査開始後に申立人自らが、申立ての取り下げを行ったことにより、調査を中止したものです。

内容・申立ての趣旨
(1) 窓口職員の対応 市の窓口で警察を呼ばれた。来庁しても自分の時のみ人が出てこず対応してもらえない。